

# 慶応三年における尾張徳川家の政治動向

藤田英昭

はじめに

一 徳川茂徳の処遇問題

二 「御一新」の推進

三 兵庫開港諮詢をめぐつて

四 田宮如雲の上京問題

五 成瀬正肥の上京

六 薩摩藩との関係

七 慶勝側近の解任と写真御用

八 若井鉄吉一派の排除

おわりに

はじめに

睦仁親王(明治天皇)の践祚と孝明天皇の葬儀で始まつた慶応三年の政局は、年頭から兵庫開港・長州処分問題において、朝廷・幕府・諸藩の間で議論が紛糾し、政局を主導する將軍徳川慶喜への批判が大きくなつていつた。対幕強硬論が薩摩藩を中心に台頭するなか、ついに同年末には大政奉還・王政復古の政変によつて、幕府制および摂関制が廃止され、新政権の発足に至るのである。幕末の政争が最も激しく展開されたこの年、尾張徳川家は、どのような状況下にあつたのか。

よく知られているように、尾張家は年末の王政復古政変に参加した五藩のうちのひとつであり、三年末から翌四年初頭にかけては、越前藩とともに薩摩藩倒幕派と慶喜との間を周旋するなど、一定の存在感を示している。しかし、この政変に参加する以前の尾張家の状況は十分に解説されてゐるとは言いがたく、そもそも、なぜ尾張家が幕府制の廃止とともに政変に参画したのか、尾張家側の事情が明らかになつていないうふに思われるのである。将軍家に次ぐ高い格式を有した御三家筆頭の尾張家が、いかなる理由で王政復古政変に関与したのか、政変に参加する必然性はあつたのかどう

か、政治意志はどのように決定されたのか、など解明すべき問題も少なくない。

そこで、本稿では、慶応から明治初年にかけての尾張家の基本文献である『尾崎忠征日記』一・二<sup>(1)</sup>や、名古屋市蓬左文庫に所蔵されている水野彦三郎(奥儒者・留書頭並)の『慶応三年書翰集』をもとに活用しながら、政変に参画する以前の尾張家の内情を検討し、どのような政治的背景のもとで王政復古を迎えたのか、その具体的様相を提示したい。

なお、本稿で活用する『尾崎忠征日記』は、尾張家の在京役を勤めた尾崎八右衛門の日記で、慶応二年一〇月から明治元年(一八六八)一二月までが収録されている。本稿では、そのうちの慶応二・三年部分をおもに活用した。この史料は、尾崎自身が在京中の幕閣と交流していくだけではなく、近衛家以下の摂関家にも出入りし、朝議の結果などを国許に情報伝達していたことから、朝廷の内情が詳しく記載されている。そのため、当該期の朝廷人事をめぐる政争などを詳細に検討した原口清氏の研究<sup>(2)</sup>などでも活用された。また、慶応三年初頭の幕府と薩摩との協調関係を解明した家近良樹氏も、本日記を活用するなど、中央政局の動向を検討するなかで部分的にとりあげられた例はある。しかし、本日記を用いて、尾張家そのものの状況や動向を検討した研究は、これまでになかった。

水野彦三郎の関連書翰も同様で、筆者は文久期や慶応元年の書翰を活用して、尾張家の政治動向を検討したことはあるが、慶応三年分はこれまでに全く活用された形跡はない。その意味で、こうした史料の紹介も兼ねながら、分析を進めたい。

文久期以来、あたかも十四代徳川慶勝と十五代徳川茂徳(玄同・茂栄)との二頭体制の様相を呈し、家中を二分して対立・抗争を繰り広げてきた尾張徳川家が、十六代当主徳川義宣(元千代)の実父である慶勝のもとに意志を統一させ、家中をまとめていくためには、対立する茂徳を尾張家から切り離し、その支持勢力を家中の中枢から一掃しなければならなかつた。茂徳が、慶勝に批判的な兩家年寄の竹腰正諱(正富)から擁立されていただけではなく、将軍家や大奥にも支持基盤を広げ、慶応期の中央政界で隠然たる影響力を行使していた状況下ではなおさらであつた。<sup>(4)</sup>

茂徳の処遇問題に関しては、慶応二年(一八六六)四月一五日に十四代将军徳川家茂が、茂徳に対して當時明御屋形であった御三卿の清水家を相続するよう内命を下している。しかし、その相続が実現しないままに家茂は死去し、後継者となつた十五代將軍徳川慶喜は、この年末の一月八日に内命を発して、茂徳の相続先を清水家から一橋家へと変更させた。そして、年末も押し迫つた二七日に、茂徳が尾張家の市谷屋敷から一橋家に引き移つたことで、一応の解決を見た。<sup>(5)</sup>

この間、幕閣だけではなく朝廷へも働きかけ、茂徳の一橋家相続に尽力していた尾張家の家臣は、慶勝付の御小納戸頭取を勤めた御用人の松井市兵衛(慶応三年正月に御側御用人並となる、後述)や、留書頭並の若井鉄吉の両名であつた。尾崎八右衛門(忠征)は、成瀬家家臣の本多彦三郎に「松若之周旋功顯れ、既に榎本急行東下、帰京次第十二月初旬迄には御發表可相成、水か橋に化候、義却而恐悦」<sup>(6)</sup>と報じている。史料中の榎本とは、幕府目付の

榎本亨造（道章）のこととて、慶喜の意を受けて江戸に下り、茂徳の相続先の変更を江戸幕閣に伝達するなどの役に当たっていた。

この知らせを受けた尾崎八右衛門が、「尾国未曾有之、一和之旨申来、尚其上今般之橋印被行候は、弥御一和に而、最第一御国力御富し之申、尽力有之候様」と評し、また尾崎の第二子である荒川甚作が、「御国本御一新之機会此時<sup>(8)</sup>」と父八右衛門に述べたことに象徴的されるように、尾張家にとつては、茂徳の処遇を解決することが、家中の「御一和」に弾みを付ける第一歩と位置づけられていたのである。

もとよりこの意識は慶勝も共有しており、茂徳が一橋家に引き移ったと「御吉左右<sup>(9)</sup>〔吉報〕を得た慶勝は、「老公様に<sup>(10)</sup>慶勝<sup>(11)</sup>茂殊之外御安堵、且誠ニ御喜色不過之、犬乾侯初実ニ以歓喜踊躍、万歳を相唱申候」<sup>(9)</sup>様子であったという。裏を返せば、それだけ慶勝を支持する尾張家中の面々にとつて、茂徳がいかに厄介な存在だったかをうかがい知ることができる。

とはいへ、茂徳の処遇問題は同人の一橋家引き移りをもって、完全に解決したとは必ずしも言いきれなかつた。さきに「一応の解決」と記したのはそのためで、慶應三年以降も引きずつて、少なくとも若井鉄吉は、同年三月を過ぎても老中板倉勝静や同稻葉正邦らと交渉を繰り広げなければならなかつた。というのも、茂徳が十六代義宣を万延元年（一八六〇）一〇月に養子としていたことに、根本的な問題があつたようである。

慶勝側は、隠居の茂徳を一橋家当主に据えるという異例の措置を講じただけではなく、茂徳と義宣との親子関係に伴うさまざまな儀礼・交際関係をも忌避し、茂徳とは完全に絶縁したいと志向していたのである。それだけ茂徳の処遇問題は根深く、かつ深刻であつたといえる。

しかし、茂徳は、慶勝側の意向を受容していたわけではなかつた。茂徳

としては、義宣との親子関係を維持して、尾張家との儀礼・交際を継続させることで、今後も「御生涯尾州より御膳米を相廻し候様与之御沙汰も出<sup>(10)</sup>」と、尾張家からの経済援助を期待していた模様である。そのため、茂徳は一橋家番頭格御用人の松浦作十郎を京都に派遣し、板倉・稻葉の両老中や、慶喜の側近である原市之進・梅沢孫太郎らへ「御縁不切御願<sup>(11)</sup>」を周旋させていったのである。

さらに、林家以下の儒者が原則論を述べて、茂徳の意向を支持していたため、慶勝側も茂徳の意向を簡単に一蹴できなかつたところに、問題の複雑さがあつた。松井市兵衛は、「（茂徳との）御統柄御一條も次第六ヶ敷御手順ニ而、林家を初諸儒者之論も種々有之、兎角御隱居後之御事に付 御統之儀ハ是迄之通与之義論有之<sup>(12)</sup>」と述べている。「御隱居後之御事に付」云々の解釈が難しいが、いずれにしても儒者達は、茂徳が他家を相続したからといって、親子関係が解消されることは道理に合わないと批判しており、慶勝を中心とする尾張家が強いて茂徳との関係を絶とうとする、却つて「御薄情」だと茂徳に同情が集まりかねない様相を呈していたのである。だからこそ若井鉄吉は、「只管私之便不便を以 上様之御英断のみ奉願候分けニハ難參、林家初を服ニ足候程迄義理之當否十分御評議詰之外無之奉存、<sup>(13)</sup>姑尾國之利不利之私ハ閣、至公之心をもて義ニ當否御詳説被成下、御熟論之趣早々御教諭奉伏願候、弥何国迄も御貫との御國論ニ候ハ、先生急々御上京御担当御尽力」と、尾張家の「私之便不便」「利不利之私」のみで、將軍慶喜の上意を求めるだけでは儒者を納得させられないとして、江戸にいるもと奥儒者で留書頭並の水野彦三郎に上京・周旋を依頼していくのである。

君御取持申居候哉に相聞<sup>(14)</sup> とあることも問題解決に困難が予想された。このような支持を背景として、松浦作十郎は京都で周旋活動を展開していくのである。しかも、「作十郎は幕人故幕中には知己も可多、其上弁舌如流水人之由に付甚氣遣しく、又張合背比する様之处置は更に不好業に而迷惑<sup>(15)</sup> と、尾崎八右衛門が荒川甚作に述べたように、議論に長ずる松浦は、慶勝側にとつて懸念すべき存在だった。

これに対し、若井鉄吉が慶勝の意向を実現させるため、周旋を繰り広げていくことになる。この件に関して、具体的な経緯を明らかにすることは難しい。ただし、少なくとも若井が御側御用人の小瀬新太郎に宛てた書状によれば、意外にも慶勝側の思い通りに事が進んでいった様子がうかがわれる。すなわち「玄同様一橋御相続三付、尾御家御統合一条之義、〔稻葉正邦〕 美濃守殿<sup>(16)</sup> も殊之外御尽力相成、弥追々 老公様<sup>(慶勝)</sup> お被仰 立之通、〔慶喜〕 上様江<sup>(17)</sup> 濱守殿<sup>(18)</sup> も御貫徹御英断三而被 仰出候筈御内決相成、…此段伊賀守殿<sup>(板倉勝静)</sup> よりも私江<sup>(若井)</sup> 御沙汰之儀被仰置候間、申上候様今朝美濃守殿御密告有之、誠ニ以無上之恐悦奉存候<sup>(19)</sup> とある通りである。

儒者たちの批判をかわし、どのようにして自らの主張を正当化していくのか、史料的に明らかにできないが、在京幕閣の支持を獲得し、最終的には将軍慶喜の英断によつて決着をみたものと理解される。松浦作十郎にしても、主茂徳の意志を代弁していたとはい、かつての主(一橋家当主)で現将軍にあたる慶喜の意志に背くことはできなかつたものと推察される。松井市兵衛も「御尽力之御統柄一条も、誠ニ上々御都合三相成、…万端上々之御都合三而御同意奉恐悦候<sup>(20)</sup> 」と述べている。

この間、松浦と若井とは、茂徳の御簾中政姫(一本松城主丹羽長富の五女)の一橋家への引き移りについても話を進めていた。また、茂徳付の中蘆

が懷妊したという報を得ると、尾張家の市谷屋敷で子供が誕生しては、さらに問題が複雑となるため、中蘆を早々に一橋家に引き移らせようとしている。<sup>(21)</sup> 茂徳に関係したものは、一切尾張家から排除する方針で臨んでいたことがわかる。

『尾崎忠征日記』の慶応三年五月朔日条には、「橋公御統之義は十分に相整<sup>(22)</sup> 恐悦<sup>(19)</sup> 」とあるので、四月末頃には決着をみていたものと看取できる。

## 二 「御一新」の推進

こうしてさまざまな障害がありながらも、何とか茂徳の処遇問題に決着をつけた尾張家は、慶勝のもとで家中改革を進めていくこととなる。

前述したように、茂徳の一橋家相続は尾張家の「御一和」をもたらす契機となつた。「此機会に相外れ候では、最早何事も行届ましく<sup>(23)</sup> 」と評されるほど、尾張家は重大な局面を迎えたのである。実際に慶勝や成瀬正肥(大山城主・両家年寄)、さらに隠居後に御側御用人の勤向を命じられていた田

宮如雲(篤輝)も、この時期「大奮發」し、改革に前向きとなつていつた。例えば、荒川甚作(御小納戸頭取)は「御国本立方、犬侯・田老大奮發に尚専らに微力を尽候旨、〔慶勝〕 君公<sup>(24)</sup> にも御奮發之様子之由<sup>(22)</sup> 」と述べている。他にも「老公<sup>(慶勝)</sup> ニも格別御奮發、執參<sup>(執政參政)</sup> 一和之力三而御一決、一昨日ハ御直命之趣も御布告、御基本も相立、難有御事ニ御坐候<sup>(23)</sup> 」、「御国事江付 老公様ニも格別御踏込、執參ニも一力意氣込之御模様、此度ハ御基本確立之御次第与

が為社稷恐悦之御事ニ御座候<sup>(24)</sup> などとあるとおりである。

なお、今回ばかりは慶勝が「御国事」(いわゆる藩政を指す)に「格別御踏込」という表現は、それ以前はそれほど家政(藩政)に関与していた(できていた)わけではなく、「執參」すなわち御年寄(執政)や御側御用人(参政)が、家政の実権を掌握していた様相をうかがわせる。

参考までに、この時期の御年寄加判と御側御用人を列举すると、以下の通りである。御年寄加判は、水野石見守・渡部対馬守・間宮外記・石河佐渡守・志水甲斐守・津田太郎兵衛の六名(御年寄の非役である年寄列は五名)で、御側御用人は、武野新右衛門・富永孫太夫・石河竹次郎・内藤喜左衛門・渋谷三左衛門・小瀬新太郎の六名であった。

さて、これらの書状に見える「大御号令」「御国是」「御直命」とは、いずれも慶応三年二月七日に慶勝が発した一ヵ条の書付のことを指す。この書付が煥発されたことが、家中の「御基本確立」と位置づけられているのである。煥雜になるため、全文引用は避けるが、この書付はおもに質素儉約の奨励、礼儀廉恥の徹底、士風刷新、洋学志望の戒飭などを掲げながら、朝廷・幕府に対し「藩屏之誠」を尽くすことを「我等之本分」だと宣言したもので、具体的な政策を書き付けたというよりも、理念を掲げた抽象的なものであった。<sup>(25)</sup> この書付の精神に基づいて、役職の統廃合や人事異動、さらには大奥女中のリストラなどを具体化させていくことが、尾張家の「御一新」の第一歩であった。実際に慶勝は、側近の御小性・御小納戸を一〇人減らすべく、範を垂れようとしていた形跡がある。<sup>(26)</sup> この点、先に見た茂徳の一橋家相続は、結果的に茂徳付の家臣や御付女中の解雇に直結するので、「御一新」の趣旨に合致するものであつたといえよう。

役職の統廃合の全貌を示すことは史料的に困難だが、慶応三年四月に計画されたと思われる江戸詰役職の統廃合や人員整理のリストが残されてお

り<sup>(27)</sup>、ここから「御一新」の目指すところをある程度知ることができる。この時期は、將軍・幕閣の中枢は京都・大坂に拠点を移していたため、諸大名も江戸に屋敷を構えて家臣を居住させておく必然性は低下していた。「表1」に示したとおり、役人の人減らしが大半であり、江戸詰役職のスリム化を計ることで、少しでも財政負担を軽減しようとしたことが明瞭である。<sup>(28)</sup> もつとも、この計画がすべて実現されたかどうかはわからない。「表1」によれば、慶応三年中に実現した人事異動も認められるものの、必ずしも即時に実施されたわけではなかつた。既得権益を守ろうと反発する動きがなかつたとはいえない。

質素儉約を励行するためには、大奥(特に江戸屋敷)の改革も不可欠であった。もっとも、女中たちは節儉を極度に嫌っていたため難航が予測されたが<sup>(29)</sup>、それでも慶勝は「後宮」の刷新を進め、江戸にいる大奥女中を名古屋に呼び戻すとともに<sup>(30)</sup>、「江戸表後宮之儀ハ、誠ニ無用同様之者ニ付、是迄之半數程之人數ニ可致<sup>(31)</sup>」と沙汰を下し、三〇有余人の御暇を命じて財政負担を減らそうとしていったのである。なお、「貴地之後宮御減し筋等ハ、瀧・園之両婦人余程骨も折れ候事と相察申候<sup>(32)</sup>」と記されているように、「瀧」「園」の両名の抵抗が激しかったことがうかがわれる。この女中の名前を特定することは難しいが、さしあたり、文久三年(一八六三)の「女中分限帳」に記載される老女の瀧澤、上鶴老女の園町ではないかと推測しておきたい。<sup>(33)</sup>

また、人事については、慶勝の御側懸の交代に注目したい。すなわち、これまで慶勝の御側懸の御用を勤め、茂徳の一橋家相続に奔走していた松井市兵衛が退き、代わって小瀬新太郎がその後任となつたのである。

〔表1〕 江戸詰役職の統廃合と人員整理計画(慶応3年4月)

内 容	備 考
奥医師・御小納戸等詰人減らしのこと。	
戸山・麴町・築地の三屋敷奉行廃止、御徒目付組頭が屋敷守を兼帶、三屋敷とも配下の人数を減らすこと。	
御作事人数を3分の1に減らすこと。	
御細工頭浅井金三郎を御普請役に転じ、御小納戸詰役の蒲五兵衛を後任とすること。	慶応3年5月28日実施
御徒目付宮崎鎌之助を同組頭とし、戸山屋敷守兼役させること。	実現せず
触出役は両手与頭で兼役のこと。	
御納戸役所は勘定所と一緒にし御納戸役所メ切のこと、御納戸を壱人役とし配下も半数に減らすこと。	
警衛一手両組(馬廻組・書院組)とも30人余に改正のこと。	
警衛組与頭宮沢才輔・同長尾四郎兵衛を罷免し三井善次郎・井上武七郎を後任とすること。	慶応3年10月26日実施
堀田(カ)岩蔵に御賄頭を命じ、配下の人数を減らすこと。	
勘定奉行吟味役打込勤交代の者の詰を解き、在府支配勘定組頭に当分打込勤を命じること。	
御使役1人の詰を解き、他の2人も欠役となるよう吟味すること。	
目付の人数を減らすこと。	
御広敷御用達有馬領右衛門を罷免のこと。	
御中間の人数を減らすこと。	
御先手物頭永田熊増・池尾喜兵衛のこと。	
警衛組与頭長尾四郎兵衛を罷免し、井上武太郎を後任とする。	慶応3年10月26日実施
中村六左衛門のこと。	
本綿御役服下され方のこと。	
加藤半輔の江戸詰内願のこと。	
竹腰龍若(正旧)のこと。	
築地警衛人数引揚方のこと。	
中奥部屋メ切御番御医師は宅守のこと。	
目付久野長一、勘定奉行締向心得方のこと。	実現せず、慶応3年6月願いの通り目付御免、寄合となる
福島関所の印鑑、直接山村家へ渡方のこと。	
御蔵物のこと。	
鉄炮筋御手当筋のこと。	
無勤輩にても尾州住居なき輩は当分江戸表に差し置き、非常の節主役の勤向を勤め、相応の雜用など下され方のこと	
御細工所廃止、御細工頭蒲五兵衛は勘定吟味役、勘定吟味役の本多三四郎は持高相応の場所に進め、詰解のこと。	実現せず
表玄関・御広敷玄関メ切、表奥大奥御座敷向メ切のこと。	

「卯年四月 江戸改革」(「慶応三年書翰集」)より作成。

納戸頭取の御用向、御用人本役などを勤めてきたが、慶応三年正月二二日  
に御側御用人並となり格は上がるものの、實際は御側御用人の御用向は免  
ぜられるなど、慶勝の側近から一歩後退することとなつた。いっぽう小瀬  
新太郎は、元治二年（一八六五）正月に御側御用人本役となり、慶応元年以  
来はおもに当主義宜（元千代）の生育に關与してきたが、同二年一〇月に慶  
勝の御側懸とともに御小納戸頭取の御用向をも申し合わすようになり、同  
三年正月二二日、「御側懸り江付候御用向是迄之通、松井市兵衛相勤候廉々  
をも相勤候様ニ<sup>(35)</sup>」と、松井市兵衛の勤め向きをも掌握すること  
となつたのである。

この異動に関して松井は、御側御用人並と格上げされたことを「冥加至  
極」と感謝しつつも、御用に関しては「御側遠ニ相成、今更残念千万」と  
述べている。もつとも自嘲氣味に「御時務を不相弁因循の私、君辺ニ罷在  
候而ハ御不為に度可相成、是ハ其通り之事ニ御座候へ共」といいながら、  
「実ハ御邪魔を奉申上候程之力ハ毛髪も無御座」として、自分が御側を退  
けられる理由も判然とせず、「是と思當り候程之事柄も決而無御座：何と  
なく心配多々次第二有之申候」と、釈然としない思いでいた。

いっぽうの小瀬の取立に関しては、荒川甚作が父の尾崎八右衛門に宛て  
た書状で「犬・田・小共大奮發に而、君側之儀は小・正・内・中・荒之五  
人江犬侯より談に相成候處、小は宜候へ共、三人之処因循に而不行届」<sup>(36)</sup>  
あることからも、荒川ら慶勝を擁立する尊攘派家臣が支持していたことが  
想定される。そして、人事異動に関しては、成瀬正肥や當時勘定奉行を勤  
めていた長谷川惣蔵が牛耳っていたと周囲から観測されていたようで、リ  
ストラされた者は「奥向を初、支配向共も何れも袖をぬらし責込、殆当惑  
之次第二御座候、不相替しるも知らぬも乾藩と長谷を恨候様子」<sup>(38)</sup>であった

という。他にも「極々惡評ハ長谷也、此節ニ而ハ長印、犬・田共ニ十分之請ニハ無之と相見申候」とも言われており、奥などの人事異動やリストラ  
を断行して「御一新」を推進する成瀬や長谷川、田宮如雲らの動きに批判  
的な意見も家中に多かつたことをうかがわせる。

留意したいのは、共通の「敵」であつた十五代茂徳が家中から去つたこ  
の時期、慶勝を支持する者同士で、微妙な「すれ違い」がみられ始めたこ  
となのである。先に見た松井市兵衛は、若井鉄吉と親しい様子が「慶応三  
年書翰集」所収の書状からうかがわれるが、両者はともに、前年以來茂徳  
の御三卿相続の実現に尽力してきた者であつた。同じ慶勝を支持する尊攘  
派でも、松井・若井のグループと成瀬・田宮・荒川らとの間に、若干の  
「亀裂」ともいうべき溝が生じ始めているのである。

結果的に松井や若井は、慶応三年一〇月二二日に御役御免・差控とな  
り、翌四年正月二五日に「心得方不宜」として隠居・蟄居を命じられた。<sup>(40)</sup>  
慶応三年上半期に、松井が慶勝の御側から一歩後退したことは、同年一〇  
月における失脚の第一歩と位置づけられるのではないか。

以下においては、慶勝支持グループ間で「すれ違い」がみられる原因や  
背景などに注目しながら、検討を進めていこう。

### 三 兵庫開港諮詢をめぐつて

ところで、慶応三年上半期の重要な政治課題のひとつに、長州処分とあ  
わせて兵庫開港問題がある。ここではまず、兵庫開港問題について概略を  
示そう。<sup>(41)</sup> 兵庫港に関しては、安政五年（一八五八）に幕府が欧米諸国と締結  
した通商条約では、文久二年一二月五日（一八六三年一月一日）が開港期限と

されていたが、のちに五年間の延期となり、新たに慶応三年一二月七日（一八六八年一月一日）が開港期限となつた。だが、その六カ月前に開港の布告をしなければならず、開港期限が迫つた慶応二年半ば以降、改めて重要な政治問題となつてゐた。

慶応三年に入ると、幕府は二月一九日に尾張・紀州・肥後・因幡の四当主とともに島津久光・松平慶永・山内豊信・伊達宗城・鍋島直正の有力者五名に対し、兵庫開港に関する意見書を三月二一〇日までに提出するよう求め、さらにその上京を促していった。もつとも、意見を求めるとはいつても、開港を前提にした見込みを聞いたもので、事実將軍慶喜は、二月六、七日にフランス公使ロッシュと会見し、期限通り兵庫を開港することを約束していた。しかも慶喜は、諸侯の意見を待たず、三月五日に兵庫開港の勅許を朝廷に奏請している。朝廷は、幕府の奏請に対し、重大事件であるため諸侯の意見を聞く必要があるとし、慶喜へも再考を促していったが、慶喜は再考の余地はないと開港路線を堅持していった。実際、三月二十五日に慶喜は大坂城で欧米諸国の公使と引見した際に、彼らに兵庫開港の許可を明言するなど、朝廷・諸侯の意見を無視する行動をとつていた。

こうした慶喜の態度に反発した朝廷は、三月二十四日に尾張・紀州・加賀・仙台・薩摩以下の四家に対して、兵庫開港に関する意見具申のための上京を命じたのである。

以上のような事実経過を踏まえたうえで、尾張家が兵庫開港問題にどのように関わったのか、具体的に見ていく。

まず、京都にあって、茂徳の処遇をめぐり幕閣と交渉していた若井鉄吉（留書頭並）の動向についてである。若井は慶応三年三月二一日に急きよ京都を出立し、二四日に名古屋に到着した。その時の状況は、名古屋にいた

松井市兵衛（カ）が江戸詰の水野彦三郎に宛てた書状によれば、以下の通りであつた。<sup>(42)</sup>

又々若鉄も俄ニ昨日（三月二十四日）帰着ニ相成、何事哉らんと奉存候處、秘密兵庫開港之、一条稻閣老より密々鉄へ御談しニ相成、老公開之方之御見込を被仰立候様与之事のよし、最早薩初諸藩もめぬ／＼と上京之勢、不相替幕府も誠ニ御混雜に而老公を先鋒に而、開を御、主張といたし、諸藩之評論不起内ニ兵開と申御手順ニも御座候哉、此御返答ハ如何相成可申事哉、御統処に而ハなく、若鉄も一層痛苦に而帰着ニ相成申候、如何御返事等御出来相成可申哉

折しもこの時期は、第一章で見た茂徳の「御統」問題が解決しないままであったが、それどころではない兵庫開港問題が尾張家にも降り掛かってきたのである。とりわけ注目したいのは、老中の稻葉正邦が義兄の慶勝を頼っていたことである。<sup>(43)</sup> 幕府としては兵庫開港が不可避だと認識していたものの、諸侯の反発も考慮し、慶勝を「先鋒」として開港を主張させ、幕府を援護するよう期待していたのである。慶喜自身、諸侯の意見聴取をしたものの、結果的には三月五日に独断で開港の勅許を朝廷に奏請するところになつたが、当初は開港を拒む諸侯を説得するため、山内豊信に上京を促していた形跡もあつた。<sup>(44)</sup> 幕府としては、あくまでも諸侯の支持を取りつけたうえで、朝廷を説得し、開港へと結びつけたい意向であつたようである。

それでは、若井が帰着した後の尾張家中はどのような様子であつたのか。荒川甚作が父尾崎八右衛門に宛てた手紙では、以下の通りであつた。<sup>(45)</sup> 若井著に而面会之処、御難題之儀寔に絶言語候次第、併老公には断然たる御正論に而、聊も御変動之儀は更に不被為在、確乎と被為入、

執、參、之、處、至、極、正、論、に、而、有、之、候、間、心、配、致、間、敷、旨、申、越、併、此、御、処、置、に、而、  
は、幕、府、之、御、存、亡、爰、に、究、り、候、付、御、建、白、も、無、之、旨、不、相、成、哉、又、は、御、答、引、  
延、候、方、可、宣、哉、と、之、評、定、落、著、不、致、候、へ、共、少、し、も、心、配、に、不、及、

ここに示されるように、兵庫開港に伴う幕府の依頼は、「御難題」であつたが、慶勝は断然として「御正論」を主張し、執政（御年寄）・参政（御側御用人）も同様であり、心配はいらないとある。この「御正論」というのは、少しも変動もないものだという文脈とともに、慶勝が対外強硬論（攘夷論）を主張していたこれまでの経歴を踏まえれば、開港拒絶であることは明白である。慶勝を支持する家臣たちも、攘夷論を主張している者が多かつたので、彼らも慶勝の立場を「御正論」と評価しているのである。皮肉なことに、尾張家は、幕府の期待とは全く正反対で、開港不許可の立場を取っていたのである。多くの諸侯が兵庫開港そのものには同意し、実際は朝廷でさえも開港やむなしと腹を決めていた現実の中で、尾張家は因幡鳥取・備前岡山らとともに、攘夷の孤星を保守する一角であった。

したがつて、尾張家は、幕府が兵庫開港路線を既成事実化していることを厳粛に受け止めており、このままでは幕府は朝廷以下諸方から批判され、足下を掬われかねず、幕府の「御存亡爰に究り候」と考えていた。そのため、幕府宛の建白書を提出すべきかどうか、あるいは返事を引き延ばしたほうが良いのではないか、などと評定はなかなか決定をみなかつた。ここでの「御建白」は、開港路線を牽制する尾張家から幕府への諫言といふことになろう。開港擁護を求める幕府とは裏腹に、尾張家は開港に断固反対の立場であった。

こうした家中の意志を受けた若井は、「幕々御譴責有之節は断然と御はねかえしニ出来候丈之御覺悟」をもつて、四月二日に名古屋を発足した。

慶勝も幕府に堂々と開港反対を主張することに「至極御同意」し、なお専力するよう督励したのである。また、幕府への諫言が「鈍き御文体」であれば、「幾応も政府江押返し呉」と主張する佐々鉄三郎（在京御用達役並）のような意見もみられた。<sup>(46)</sup> 佐々によれば、兵庫開港で断固とした態度を取ることは、「御一新之儀、執參一和に而尽力、先々御宜」と映つたのであり、まさに兵庫開港問題で攘夷論を堅持し主張しつづけることは、目下進行中の家中の人事刷新に弾みをつけ、さらには人心を奮起させることに直結するものと考えられていたのである。

それでは、このようない尾張家の「御覺悟」は、実際の意見書にどのよう反映されたのであろうか。四月二〇日付で幕府宛に出された慶勝の奉答書を以下に引用しよう。<sup>(47)</sup>

謹而奉申上候、此度兵庫開港之儀大樹建言之書面御請、早々上京鄙見言上可仕旨等被仰降之趣、謹而奉畏候、實以御沙汰被為在候通不容易重大之事件ニ奉存候、既ニ大樹より右諮詢之節も時措之宜ニ候得ハ別段存寄も無之候、乍去天下之大事ニ付猶天下ト与ニ致謀議、朝廷於テ御安堵之途猶更手厚相成候様申答置候儀ニ而、此外可申上見込之筋無御座候、右之趣上京可申上候處、去頃以来宿痾兔角相勝不申、此節之處抑而も上道難仕、尤些ニテも快候ハ、速ニ上京可仕候得共、期限被為在候御事ニ付、先此段以書取奉言上候、誠恐頓首敬白  
ここで述べられているのは、先述したような強硬な開港反対論・攘夷論とは似ても似つかない意見である。ただ朝廷が安堵できる道を採用するよう、「天下」とともに議論する必要性を述べただけで、それ以外は「別段存寄も無之」「此外可申上見込之筋無御座」という、責任を回避したとも取れる意見であった。しかも慶勝は病気のため上京もできないという。な

ぜ結果的に、幕府の開港路線に追随するような意見書に結実したのか。

この事情をうかがえる史料として、因幡鳥取池田家が収集した風聞書がある。<sup>(48)</sup> このなかに、尾張家では「開港之義不宜旨去月（三月）御書取ニ而御差出しひ相成候處、どふか御願下ゲとか御下ケトかニ相成候由」とあり、当初尾張家は、開港反対論の意見書を提出したが取り下げたというのである。その理由は、「此砌之悪説ニ而者、尾州公杯ニ而当今開港論ニ而専ら公辺御助ケ可被成之處、却而不宜旨御主張ニ相成候而者、諸藩之響ニも相成候事故、御認メ直し御差出しひ被成候様ニとの事ニ而、御下ケトカ申風評仕候」とあるように、幕府を擁護すべき御三家の尾張家が、幕府と正反対の意見書を提出しては、「諸藩之響」となり悪影響を与えかねないという事情があつたからだといふ。こうした内情を知つた鳥取池田家は、尾張家と同様、開港論に否定的だつただけに、なし崩し的に開港が実現することに対して危惧を表明している。

意に反して開港論を後援するかのよくな慶勝の言動は、当時自身が直面していた私的事情も大いにあづかっていた可能性もある。それをうかがえる史料が、荒川甚作が尾崎八右衛門宛てた書状である。<sup>(49)</sup>

（四月）廿二日夕、釣千代様御驚風に而御内実御卒去、老公格別に御鐘愛之公子に付、大に御憂傷に付、御国論も少々相弛みいたる應變之御予防決不申候由、第一に君公之思召を伺、夫を本として左右共割出し候方との一決に而小瀬より伺候處、傍観はいつく迄も不相成候へ共、輕卒に拳動して朝廷不忠之事を取出し、幕と敵讐之如く相成候杯に至り候而は難相立、御熟慮之上御返答と申処に而、公子御卒去に而弛み申候

この書状によれば、どうやら寵愛する釣千代（慶応二年九月生まれ）の夭

逝によつて慶勝が「御憂傷」となり、「御國論」の弛緩に大きく影響していったようなのである。慶勝は「傍観」は得策ではないと認識していたもの、軽舉妄動は朝廷への不忠となり、いっぽうで幕府と敵対することも御三家の立場としては好まなかつた。こうした複雑な心理状態が、先に見たような中途半端な意見書に収斂されていったのではないか。もとより荒川も慶勝の心情を理解しないではなかつたが、このままでは中央政局に対して、尾張家の存在感を示し得ず、天下に無力をさらしかねない。荒川はそれを憂えて、御年寄・御側御用人が慶勝に詰め寄つて、「至当之正論」を説くようと、成瀬正肥や田宮如雲らに訴えかけていくのである。  
とはいひながら、釣千代の死からわずか二ヵ月後の六月には、釣千代の兄である知千代が二歳で死去、<sup>(50)</sup>さらに七月には生まれたばかりの男子が夭逝するなど<sup>(51)</sup>、慶勝は立て続けに不幸に見舞われた。こうした状況下の慶勝を中央政局（京都）に引っぱり出し、確乎とした持論を展開するよう期待するには、極めて難しかつたといわねばならない。

#### 四 田宮如雲の上京問題

そこで、慶勝に代わつて田宮如雲の上京が計画された。この上京の目的は、「薩、越、等、江、応、対、尾、の、微、力、に、而、斯、る、時、節、本、宗、ノ、危、急、を、不、能、救、何、共、不、本、意、之、至、天、下、に、面、目、な、く、候、へ、共、國、中、微、力、之、処、相、察、德、川、氏、之、命、脈、を、輔、翼、之、段、何、分、御、頼、と、由、様、成、辺、を、應、對、可、相、成、哉、」<sup>(52)</sup>とあるように、慶勝の上京が難しいなかで、田宮は薩摩や越前と接触して、幕府を「輔翼」するよう依頼したことだつた。

「輔翼」とはいつても、單に幕府（の開港路線）を支持するといふ意味では

ない。幕府が朝廷の意向を無視して天下から批判されることを回避すること、そのためには諫言をも辞さない態度を貫徹すること、これが田宮ら尾張家臣にとっての幕府「輔翼」であり、徳川の命脈を保つ方法だと認識していた。「尾の微力」「天下に面目なく」「國中微力」などと、不名誉な現実に直面した尾張家は、まさに御三家として恥辱的な依頼を薩摩や越前になそうとしていたのである。薩摩の西郷隆盛らは、兵庫開港そのものは否定しているなかつたが、決定までの過程で朝廷を軽視する幕府の態度には大いに異論があり、幕府に反省を促そうとしていたので、その意味でも尾張家の依頼は、十分に受容される可能性はあつたといえる。

また、佐々鉄三郎の観測では、田宮の「上京之趣意は、勤王佐幕、且薩など之強藩と離れざる様と之義演説訳之為<sup>(53)</sup>」であつたという。ここにある「佐幕」も、いわゆる文字通りの「佐幕」ではないことはいうまでもない。

この点、さらに付言すれば、やや時期がずれるが、『尾崎忠征日記』九月一五日条に記される成瀬正肥宛尾崎八右衛門の書状が、この問題を考えるうえで参考となる。すなわち、「老公御儀、佐幕之御任は不被為遁、此儀を御傍観は難被遊、殊に先年之征長、御總督之義にも有之候付、早速御上京伐長之義を御差止、相成候様可申上為めに罷出候由、：いつれ佐幕之節御奮發無之而は有志輩も望を失ひ、乍左御人望離れ可申、左候而は社稷御保方も無覚束<sup>(54)</sup>」。まさに、尾崎にとっての「佐幕」とは、幕府の「伐長」（征長）を「差止」（諫言する）ことにあつたのであり、先に見た「輔翼」と同義であることは明白である。そして、「佐幕」を貫徹しなければ、慶勝は家中からの人望を失いかねなかつたのであり、「佐幕」こそが尾張家の生命線であつたことにも留意すべきである。

ところで、田宮の上京には、薩摩と接触することも重視されていたが、このことは家中の一部から警戒心を持たれていたことも事実である。佐々は先の書状の続きで、「彼人（田宮）は薩摩も有之、甚上京之義は心配に付勘考致し候様」と、上京を取り止めはどうかと提案すらしている。こうした反対意見も多かつたためか、結局のところ田宮の上京は見送られることとなり、上京が止められた田宮は引き籠もりにかかり<sup>(55)</sup>た。これを受けた荒川甚作は、「御一新之折柄、左様相成候而は破可申候付、必出勤之道抜き方尽力可致<sup>(56)</sup>」と、奮起を求めて成瀬正肥と田宮の屋敷を往来していく。田宮の引き籠もりは、推進されつつある家中の「御一新」にも悪影響を与えかねないと意識されていたのである。結果、林左門をして「尾の形勢天下泰平に而更に動き不申、京師江再登之面目も無之<sup>(58)</sup>」と言わしめるに至つた。ただ、田宮の引き籠もりは、「馳み之炎<sup>(59)</sup>」とも評されていたように、弛緩した家中への戒め、懲らしめの要素も持つていたようである。

## 五 成瀬正肥の上京

慶勝が上京できず、田宮如雲の上京計画も取りやめとなつた尾張家に対しては、六月一二日、慶勝の名代として成瀬正肥が上京するようになると幕命が下つた。

この時期、すでに将軍慶喜は兵庫開港と長州への寛大処分の勅許を同時に獲得したものの、その手法が強引であつたことから、四侯（島津久光・松平慶永・伊達宗城・山内豊信）との対立が決定的となり、特に薩摩との関係が極めて悪化していた。朝廷内でも、開港路線を突き進む慶喜への反発も大きく、慶喜以外の者へ將軍職を委譲させようとする動きも出てきた。家近

良樹氏は、この時期の政治・社会状況を「江戸期の社会が、いまだ経験したことのない険悪な政治状況の到来であつた」「五月下旬以降、幕末の政局はかつてない激動の時期を迎えた」などと評価している。

こうしたなかで、成瀬正肥に幕府から上京命令が下されたのである。幕府の意団は、四侯との対立が決定的となつたこの時期、尾張家を幕府(将军)側につなぎ止めたい思いであり、幕府を補佐する有力大名として尾張家に大いに期待をかけていたといえる。そもそも、内心はともかく、尾張家(慶勝)は兵庫開港に関して、表向は特に意見なしという建白書を提出していたので(四月二〇日)、幕府が支援を取り付ける諸侯として格好であったし、御三家という立場上、尾張家は幕府を助け連携して中央政局を牽引していくことが求められていた。

幕命は老中板倉勝静から若井鉄吉(留書頭並)<sup>(61)</sup>へと伝達され、若井は上京中の荒川甚作(御小納戸頭取)とともに名古屋に帰着し、家中へその旨を伝えた。<sup>(62)</sup>

成瀬の上京に関しては、前関白近衛忠熙・内大臣近衛忠房父子からも、「朝幕之為正大公明之所を御主張、御分義を被尽候様被成度」<sup>(63)</sup>と期待をかけられ、田宮如雲の随伴が求められた。もし田宮に差し支えがあれば、「幕薩共不片寄、公平至当之人撰」で二、三人が隨從するようとのことであつた。「薩癖」がある田宮の上京を望みながら、いっぽうで幕府・薩摩に片寄らない人撰を希望しているのは、理解しがたいが、尾張家が幕府・薩摩のいづれに与するのか、政局の中で注視されていた傾向を認めることができよう。<sup>(64)</sup>

こうした現状は、尾張家側も十分に弁えていたようであり、尾崎八右衛門は田宮如雲に宛てて、「今度は御親藩之御分義御一力に而御忠告被遊候」というふうに、伊賀守ら幕閣から手厚いもてなしを受けたが、提出後は打つて変わつて

「苦」と明確に述べ、幕府から嫌疑を受けかねない諸藩、とりわけ薩摩との交際は避けるつもりだと明言している。<sup>(65)</sup>しかし幕府へ趣旨が貫徹した後は、「諸藩と共に之御主意に有之」とも述べていたように、あくまでも御三家の立場を貫き幕府を正道に導いた後は、諸藩と連携する意志も示していたことは看過できない。

このように成瀬の上京には、幕府・尾張家ともそれぞれの期待や思惑が入り乱れたものであつたが、幕・尾双方にいかなる結果をもたらしていくのか。事実経過としては、六月二三日に名古屋を出立した成瀬は、二七日に着京し、二八日には老中板倉勝静、若年寄格永井尚志と対談、七月三日に慶喜に謁見、一一日に参内して、成瀬が京都を離れたのが七月一八日であった。

この間の事情や、幕府・尾張家の関係が端的に記されたものが、松平慶永が島津久光に宛てた七月一三日付の書状である。<sup>(66)</sup>

尾藩より昨朝成瀬來參り申候、弥幕へ尾公より封書被差出候趣ニ御座候、右封書之大意ハ荒増承り候處、四藩申立同主意有之候由、尾公封書被差出候前ハ、幕令尾へ頗依頼之事、板伊・永玄等貌話仕候趣、候哉と疑惑起し候哉ニ相考候趣候、尾ニ於てハ決して左様無之候得とも、疑惑之入り候ハ不審なるものに御座候、成瀬も近々帰國、幕より催促候様子、会頗る尾へ迫り、四藩同意なるへくと申説御座候、是又入り入申候

注目すべきは、尾張家からの封書が提出される前は、成瀬は板倉勝静(伊賀守)ら幕閣から手厚いもてなしを受けたが、提出後は打つて変わつて冷淡な対応を受けたというくだりである。理由は封書の内容が、「四藩申

立」と同様だったからだという。<sup>(67)</sup> 内容の要旨は「文公紀事略」卷四に示されており、それによれば、①外国のことは宇内の形勢に従うよう、②「衆議所」を創設して諸藩の意見を聞くよう、③長州処分は朝議に従い寛大とするよう、といったものであった。また、伊達宗城の慶応三年日記によれば、封書の主意は「今日ニ至、幕府之威力ヲ以御处置有之候而ハ不宜、為天下ハ如何様辛苦艱難モ被相忍而、立國之基本可被相定、タトヘハ豊公<sup>(68)</sup>か大政所ヲ人質ニ被出、神君<sup>(69)</sup>か伊奈図書<sup>(昭経)</sup>ニ切腹被仰付候等、皆以天下之大事ニハ難換訣ニ被相考候杯之事ニ候」<sup>(70)</sup>ともあり、幕府の私意ではなく、身を切つて「天下」のために「立國之基本」を定めるよう求めたものであった。先に見たような幕閣の「聾同様」の冷淡さは、尾張を幕府に取り込もうと期待したにも拘わらず、尾張家が四侯と同様の意見であつたため落胆した顕れであり、幕閣にとつて尾張の封書は、期待外れ以上の何物でもなかつたのである。成瀬は早々に帰国するよう催促される始末だった。しかも、慶喜や老中だけではなく、慶勝の弟松平容保が京都守護職を勤める会津藩や、二条家諸大夫の北小路摂津守も尾張藩に對して嫌疑をかけるようになつた。<sup>(71)</sup>

そもそも、成瀬が差し出した封書は田宮如雲の草案であつたことも注意すべきである。<sup>(72)</sup> いくら上京中の成瀬が薩摩と交際しなかつたとしても、封書の内容に「薩摩」がある田宮が関与していれば、幕府が期待するものになり得ないのは、当然であった。

このように、成瀬の上京は、尾張家の主意を幕府に伝え、御三家としての名分を立てる(役割を果たす)どころか、幕府に尾張家への「疑惑」を植え付けることとなり、幕府との間に溝ができる大きな契機となつた。

こうした事態を憂えた備前岡山の池田茂政は、八月一二日に幕府に意

見書を上呈している。<sup>(73)</sup> これによれば、「御三家様ニ而も、：殊ニ、尾老公にハ格別人望之御方ニモ有之、御親談可有之候を毎々御模様承候處、始終御見込齋にて御一和無之哉ニ相伺申候、何卒、尾老公へも御親敷御相談にて、始終御一体ニ相成度候」とあり、幕府と尾張家の「御一体」を強く求めていたのである。「始終御見込齋」という文言は、幕府と尾張家の関係を考える上で、示唆的である。

成瀬の上京に関しては、尾張家側でも「御十分には不行届」<sup>(74)</sup>という評価で幕府に思ひが伝わらなかつたと見なしていた。しかも、この当時尾張家で推進している「御一新」は、単に人減らしと石高の召し上げのみで、「士氣奮發」「人心之振ひ」に及んでいないとする意見も家中でみられ、そのうえ「犬侯之事も御不出来と相成候而は、逆も士氣奮發之儀は行届間敷」と尾崎八右衛門は指摘するのである。

さらに深刻であったのは、成瀬上京の「御不出来」は、尾張家の意志不統一を招来することにもつながつたことで、今後の家中の政治動向も大きな影響を及ぼすこととなつた。つまり、結論を示せば成瀬の上京を周旋した若井鍬吉に対し、田宮如雲らが大きな疑惑の目を向けていた様子をさまざまの史料からうかがうことができるるのである。例えば、「若井<sup>(75)</sup>茂氏、<sup>(76)</sup>阿諛<sup>(77)</sup>之名盛ニ、此方<sup>(如意)</sup>雲辺に而ハ起り申候間、當人も甚心痛之様子」<sup>(78)</sup>とあり、書状を書いた松井市兵衛も「日夜之周旋、今更右様に而ハ氣之毒千万」と、若井を不憫に思うほどだつた。若井の「阿諛」を史料から明らかにすることはできないが、茂徳の処遇一件以来、幕府と交渉している間に、若井は幕閣の意向に追随しやすくなつていたのかも知れない。もつとも、田宮としても、先述したような、「佐幕」意識は持つていたのだが、諸藩を代表した御三家の立場を堅持し、幕府に諫言を辞さない態度を一貫

して持っていたものと想定される。この点で若井の「阿諛」は、田宮にとつて幕府への追随以外の何物でもなかつた。

その後も若井は、溝が出来てしまつた幕府と尾張家の関係を修復するかのような周旋を展開していつたが、尾崎八右衛門が成瀬に宛てた書状では、「鉢吉義、公辺に而伺込、御年寄代上京之義、其余幕之御為に御尽力之義、板老被申候趣等有之に付、鉢吉より御直に申上候」<sup>(77)</sup>とあるように、御年寄の代わりを上京させ、幕府のために尽力するよう老中板倉勝静から打診があつた旨を慶勝に言上するなど、幕府の意向を家中に伝達する取次役のように見なされていつた。

以上のように、成瀬の上京は幕・尾関係の大きな転機となり、慶応三年下半期における両者の関係を規定していつた。さらに、尾張家尊攘派内にも亀裂を生じさせていつたことでも注目できる。すなわち、これまで通り御三家として幕府擁護・追随の立場を堅持しようとする若井鉢吉や松井市兵衛ら（幕府擁護路線）と、田宮如雲・尾崎八右衛門・荒川甚作らのようないくつかの諸藩とりわけ薩摩と歩調を合わせ、幕府に強い反省を促そうとするグループ（幕府矯正路線、彼らはこれを「佐幕」とする）との確執が顕在化する切っ掛けともなつたのである。

## 六 薩摩藩との関係

それでは、幕府や会津から嫌疑を受けた、尾張と薩摩との関係について、以下可能な限り検討してみたい。

まず、何度も述べたように、田宮如雲は「薩癖」<sup>(78)</sup>があるといわれていた。また、古くは、慶勝が薩摩藩主の島津斉彬と交流していたことも影響

してか、嘉永・安政期以来、両家は少なもない交際があつたことも事実である。どちらも撰家近衛家を縁家としていることも、大きくあづかつてゐるであろう。ただし、慶応三年の尾・薩関係については、管見の限り十分に注目されたとはいがたい。この問題を検討することは、尾張家が年末の王政復古政変に参画することにつながり、重要な意味を持つと考えている。

ところで、前章では六月末の成瀬上京と若井鉢吉への嫌疑を関連づけて指摘したが、実は若井は、それよりも少し前から田宮のグループから疑惑の目を向けられていた。というのは、若井の動きが、薩摩との関係を悪化させかねないと見なされていたからである。在京御用達役並の佐々鉄三郎が尾崎八右衛門に宛てた書状には、「若之處幕習に相成、中路辺には両三度留守を遣ひ候など以之外に而、夫に而は尾薩之間不和に相成不可然」とあり、若井が幕府と親しくなり、「中路」との交際が滞つてゐる、そうなれば、尾張と薩摩の関係が悪化してしまい、不都合だというのである。

この「中路」というのは、尾崎が田宮如雲に宛てた書状で「薩之中路權右衛門義、又々尾州江相越度旨、銀次郎江迫り候付」<sup>(79)</sup>云々とある、薩摩の中路權右衛門（延年、文政六年（一八二三）～明治二十五年（一八九二）のことである。「薩之中路」といつても、実は、もともとは尾張藩士で、岡本栄之進と称して近衛家の付人を勤めていた人物である。<sup>(80)</sup>のちに京都の中路兵庫信貫の養子となり国事に奔走し、安政の大獄で嫌疑を受けたが難を逃れた。

文久期以降は、中路氏の家系が薩摩に縁由あることから、同藩との関係が深まり、島津久光の率兵上京の際には、公卿間を周旋したとされる。文久三年の「（尾張の）藩論一変」（十五代茂徳の退隠を指すと思われる）に当たつては、田宮如雲や薩摩の小松帶刀と議論することもあつたという。西郷隆

盛・岩下方平・吉井友実・内田政風・大久保利通・伊藤博文・陸奥宗光・寺島宗則ら錚々たる顔ぶれと交流があり、国事を談じて王政回復に尽力したとされる人物であった。維新後は、西南戦争に際して、西郷との旧知により捕縛されたが戦後は放免、東京に住み大日本農会にも関与した。

このような中路延年の慶応三年における動向が、『尾崎忠征日記』に随所に散見されるのである。おそらく中路は、当時の尾・薩間の要となつていたと想定される人物である。にもかかわらず、若井の「幕習」が原因で、中路との交流が滞つてゐるという。若井と中路の交際に關しては、御使番格在京御用役並の林左門の尽力もあつて、「尾薩之間は氷解」<sup>(81)</sup>したと云ふ。尾崎宛の松井市兵衛（御側御用人並御用人）の書状でも、「佐々も中路と具合能候、：中路も弥下尾いたし候」<sup>(82)</sup>などとある。ただ、尾・薩間の誤解は解けたものの、当の「若井之処十分氷解不致、私怨之意味相見へ候」<sup>(83)</sup>とあるように、若井と田宮・尾崎らの間のわだかまりは残り、成瀬上京問題で嫌疑はさらに深まり、最終的には一〇月の若井罷免へと帰結するのである。

以上のように、限られた史料であるが、尾張側の動きを追つてみると、尾張家中では、薩摩との関係を維持しようとする田宮如雲を中心とした一派が存在し、双方を仲介する人物として中路延年がいたと推定される。いっぽうで、四侯會議以降、薩摩との関係が悪化した幕府の意向に従おうとする若井鉄吉のような動きも見られ、田宮から疑惑の目を向けられていた。

それでは、薩摩側は尾張家をどのように見なしていたのだろうか。これについても、必ずしも史料が十分とはいえないが、ある尾張藩士と西郷隆盛との会話を記した次のような文章がある。<sup>(84)</sup>

尾州藩人西郷吉之助方へ罷越、老公ニ於而決而上京不致と申所存二者無之候得共、手之下之方ニ頓着仕候ハ因循ニ乍不本意送光罷在候、貴公ニ者如何被思召候哉、上京之上尽力仕候方可然と被思召候哉、如何と相尋候処、吉之助答曰、勤王之思召有之候ハ、元々御上京可被成筈併是迄之如中間ニ御立被成、或者左、或者右と確定之御見識もなく御上京被成候御義なれハ却而今日一意尽力之妨ニ相成候故、御上京無之方可然歟、元來弊藩之処決而幕府を排し候と申論ニ者無之、乍去尋常佐幕家之如ク不条理ニ佐幕ハ不致、何所迄茂、幕府ヲして悔悟セシメ条理を踏しめ、以而天下之人心服致候所ニ至らしめ度と存候而已、然ルニ幕府其辺ニ者毫も不心付、自ラ深淵に陥リ玉ふ今日之所業何共致方無御座、左スレハ何れ議論一ツニ破れ候ニ相違無之、破れ候へ者微力之弊藩逆茂抗拒致候義者不相成候得共、万々一モ弊藩之議論尤ト申場合ニ至候ハ、其節者如何被成候思召歟、先其辺之御定見を不同申内者、真ニ御上京之可否者難申上と申候由ニ御坐候

まず、尾張藩士が、西郷に、慶勝が上京して中央政局で尽力すべきかどうか問うたところ、西郷は慶勝が「勤王」の考え方であれば、もとより上京すべきだと思うが、これまでのよう、「中間」に立ち「右」か「左」かどつちつかずの状態で、「確定之御見識」もなく上京しては、かえつて邪魔になる、上京しないほうがましだという。尾張家にとつては厳しい回答である。薩摩としても、この段階では幕府廢止論ではなく、あくまで幕府の悔悟反省を求めていたものの、幕府の所業は改まらない。近い将来、「議論二ツ」に分裂することは必至である。薩摩の議論に賛同するかしないか、その辺りの見識をうかがわない限り、慶勝の上京の可否は答えにくくともいう。

西郷は、御三家である尾張家に全幅の信頼を寄せていたわけでは必ずしもなかつたが、彼らに同意する限りにおいては、尾張家が「同志」となり得る可能性を残していたといえよう。重要なのは、慶勝の意志と薩摩に近いとされる田宮らの意志とが、一致していたかどうかである。この点を意識しながら、引き続き検討を進めていこう。

## 七 慶勝側近の解任と写真御用

慶勝と田宮が上京せず、成瀬の上京も不発に終わつては、中央政局における尾張家の政治的位置は、相対的に低下せざるを得ない。それだけではなく、はかばかしい成果がなかつたことから、家中の改革（「御一新」）にも悪影響を及ぼしていった様子を、『尾崎忠征日記』からうかがうことができる。

御小納戸頭取を勤めた荒川甚作の書状を見ても、八月以降は、「御一新兔角むつかしく」といった文言が頻繁に出てくるようになる。例えば、「御一新兔角障入六かしく、田老も問<sup>〔御見記〕</sup>宮大夫迄辞職を被申出、小瀬も一両日引籠之由<sup>(85)</sup>」、「御一新之義兔角むつかしく、小瀬も引居候付相残候處、十分之意氣込にも無之、田老も引に付一人に而可參事に無之、矢張當分意氣込揃候迄籠可申哉<sup>(86)</sup>」、「御一新筋之義弥六かしく、旁暫引籠候旨申來、尤内輪江取候而も篤と退身いたし度、：小瀬氏に公私共可任と存候旨申越<sup>(87)</sup>」などといつたもので、田宮だけではなく、同志の御年寄間宮外記も辞職願を出す中で、荒川自身も「退身」し、小瀬に一任しようとするものの、その小瀬すらも不安定な状態だつた。

しかも、田宮の引き籠もりは、輪をかけて複雑だつた。というのも、こ

の当時田宮は、「常ニ田宮如雲ト共ニ機務ニ参スル」と評され、慶勝の藩政改革を共に支えた長谷川惣蔵（敬）と不和が生じていたのである。第二章でも見たように、両者はともに人事刷新にあずかつっていたが、その後対立するようになったようである。「近頃雲<sup>〔田宮〕</sup>と長<sup>〔長谷川〕</sup>とハ、誠ニ背中向と相成、例之長印<sup>〔長谷川〕</sup>に付、高声に而雲の悪口を申勢に而、下地人望あしき長之事に而、一向諸向用られ不申、日々大不平之様子相見申候處、去月（七月）十五日新御殿（慶勝の御殿）へ罷出候而、人々に而御目見之節、：何分雲老人に而事を執、例之專獨夫に而ハ何事も參りかたく、品々無腹臓奉言上候<sup>(89)</sup>」と、水野彦三郎宛松井市兵衛の書状に記述されるとおりである。田宮の「悪口」を盛んに言いふらし、慶勝にも田宮の「専獨」を言上している程だつた。そのうえ田宮は、先述したような若井鉄吉との確執があつて、身動きが取れなくなつっていた。まさに、「田老之引込も長字計に而も無之、薩摩有之御嫌疑と申義、若<sup>〔若井〕</sup>字々申越候哉之所も兼居候<sup>(90)</sup>」と荒川甚作の書状に記されたような状態であつた。

このようななか、在京中の尾崎八右衛門は家中の閉塞状況を憂えて、息子の荒川に以下のような書状を送つた。<sup>(91)</sup>

御一新之義、今更破れ候には不容易、忽奸人時を得候而、間隙を窺候は必定、殊に当春御直書之義は朝幕始諸藩有志之者等能々承知居候付、右等江対し御誠実を御失、御人望も共に被失可申、左すれば尾国之御持張は不被為出来不容易候付、矢張是迄御同盟之執參方に而、<sup>〔慶勝〕</sup>老公思食之処を一旦御氣休之出来候様に被成上、兎も角も外題之不替様に致し度篤と尽力、田老にも出勤有之様に致し度、愚存田老にも御申達被下度旨申遣之

「御一新」がこの段階で頓挫しては、「奸人」（茂徳を推戴していた竹腰正謹

などを想定しているか)が息を吹き返し、家中が再び混乱しかねないと、警戒心をあらわにしている。あわせて二月に発せられた「御直書」の精神も水泡に帰してしまい、「諸藩有志」に対しても面白を失い、尾張家・慶勝の「御人望」が失墜すると深く憂慮するのである。そうならないためにも田宮如雲の出勤と奮發は不可欠だった。

この書状にある「老公思召」をいつたん「御氣休」ができるようになつても、しかし「外題」は変えないようにしたい、という部分の意味がとりにくいかが、以下のように解釈しておきたい。すなわち、慶勝には氣休めとして自分の好きなことをさせたいが、「外題」(ここでは、もともとの意味の表紙に示された題名)から転じて、「表向」と解釈しておく)は、変更ないようにしていいという意味で、後述するような事実関係を踏まえると、慶勝の嗜好である写真撮影やその実験は「御氣休」として続けさせたいが、表向は攘夷・対外強硬論を標榜すべきであると解釈できるのではないか。

実際に、二月に発せられた慶勝の「御直書」においても、「洋学ニ志あらん者ハ大ニ心すへき事ニ候、必先 皇国之大道を知、祖宗之宝訓を守、

孔孟之遺教を取、是を心得之根本与致、其上ニ而可相学候」と訓戒していた。それにも拘わらず、当の慶勝本人が写真撮影に興じていては、家中への示しが付かないものである。しかも、慶勝が家中の国学者・対外強硬派(尊攘派)に推戴されているのであればなおさらである。とはいっても、慶勝の奮發を求めるには、「御氣休」も保障せざるをえなかつたものといえよう。

だが、慶勝の写真御用にあづかっていた御小納戸は、君側の奸として排除された。荒川が尾崎に宛てた書状をみよう。

御一新之義段々尽力、乾候<sup>(成瀬)</sup>義漸々廿三日に出勤に而 君側之儀段々言

慶應三年における尾張徳川家の政治動向

上、「名取除候筈迄には相成候得共、いた被行不申因循込入候次第と申来、然処只今承り候處、今日(八月二六日)戸田五郎兵衛御役御免寄合、富永丹次郎御使番格被仰付候由申来、少しは目か覚め可申候得共、何分執参之奮發不足、[田老も今以引籠]、小瀬も[大]候迄辭職之儀申出有之候由、是も執参之奮發不足故之事と被察候由、斯る切迫之時勢に加様之事に十日も廿日も懸り候様成次第に而は御一新は無覚束歎息之旨

これによれば、成瀬正肥が出勤して慶勝に側近のことを言上し、最終的に八月二六日に、戸田五郎兵衛を御役御免、寄合とし、富永丹次郎を使番格としたという。両名とも慶勝付の御小納戸からの罷免であった。ともに洋学に造詣があり、慶勝に洋式軍制などを勧めた人物でもあった。<sup>(93)</sup>なかでも戸田五郎兵衛は、慶勝の写真御用とは関係が深かつた。<sup>(94)</sup>そのうえ、戸田は尾張藩医伊藤圭介とも交流し、蘭学の素養もあつたとされ、尾張の公的洋学研究機関にあたる「洋学所」の設立に関与して、「教授方懸り」も勤めていた。<sup>(95)</sup>

このような洋学系の側近(御小納戸)が側にいては、尊攘派グループが推進する「御一新」の障壁となることは論を待たない。別の荒川書状によれば、戸田・富永以外にも、排除対象者が三、四名いたようである。<sup>(96)</sup>こうした解任人事は、慶勝の「御氣休」として写真研究の継続を認めつつも、写真御用に尽力した戸田を排除することで、家中を引き締めるとともに、慶勝に対する威圧的效果も狙つたものではないかと推測される。

さらに付言すれば、その後の慶勝の写真御用の一端を担つたのが、尊攘派の一人だつた尾崎八右衛門だつたということも、従来の研究では指摘されていない。まさに、慶勝の写真御用を尊攘派が担い、換言すれば、尊攘

派が慶勝の写真御用を統制・管理できるような体制になつた。もつとも、攘夷論者が西洋文明の象徴ともいふべき写真御用の任にあたることは、精神的苦痛を伴うものであつた。以下、蛇足ながら『尾崎忠征日記』二に記載された、尾崎の写真御用について紹介してみよう。

御側御用人の小瀬新太郎が尾崎に宛てた書状（九月一三日付）には、「写真御用勤之戸田転役に付、右御用に相成候御品之内、御手支に相成候義にも御坐候間、可成丈は尾地に而被仰付候へ共、出来兼候品は公辺に而右御用相勤居候阿部壽八と申人之手前に而、御取入被遊度、付而は今般頭取ら一品御取入方、八右衛門へ申越候筈、突然たる義に而、定而御事柄と申、迷惑万々察入候得共、已後被仰遣候節、何卒御手支無之様八右衛門をいて壽八江手続付置候様被遊度」と書かれていた。洋学・西洋文明を忌避する尊攘派の尾崎に、「迷惑」とは知りながら、慶勝の写真御用を依頼したいというのである。直接的には、慶勝の所望により幕府で写真御用を勤めている「阿部壽八」から「舶來之アルコール」などを調達し、尾張に廻送することが求められた。<sup>(88)</sup>

この「阿部壽八」とは、一橋慶喜の写真御用を勤めていたことで知られる京都の写真師阿部壽八郎（亀谷徳次郎）のことである。<sup>(89)</sup>『新稿一橋徳川家記』<sup>(10)</sup> 慶應二年八月九日条には、「二条堀川東入町横田栄五郎定職人阿部壽八郎を写真師として抱入る」と記載されており、慶喜が将軍となつた後も側に仕え、慶應三年九月には、「二条通堀川東江入南側横田彦兵衛所に而、開成所亜学懸」を勤めていた。なお、横田彦兵衛は、慶應三年五月一四日に二条城で慶喜と対談した島津久光・松平慶永・伊達宗城・山内豊信の四人を写真撮影した人物で、阿部と同様に慶喜の写真御用をあずかつていた人物である。<sup>(10)</sup> 阿部は横田のもとで「開成所亜学懸」を勤めていたという。

写真師としての阿部の名は、慶勝にも知られていたことになり、ご指名にもあづかるほどだつた。尾崎は九月二〇日に、阿部の旅宿を訪れ、舶來アルコール大瓶二つを求めるに、阿部は慶喜の「御旅館（若州屋敷）御藏」より調達する旨を約束し、翌日、尾崎は請取人を介して二瓶を受け取つた。代金は一瓶につき三分二朱、計一両三分で、尾崎がその上納を取り計らつた。<sup>(10)</sup>

ただ、尾崎はこの御用には相当抵抗があつたようで、小瀬に宛てた書状でも「甚迷惑」「全體不案内之道」「御所向等、何そ御用之折柄不十分之義等も出来候而は御不為」「正義之者ら如何と被疑候而も心配」「素人之儀に付、御六ヶ敷御註文出候而は難相勤」などと、気が進まない様子を伝えてゐる。できれば、阿部が「幕人」であることから、御小納戸・在京御用達役並で御城附勤向を勤めている浅野文九郎に御用を仰せ付けられたい、などと提案している程だつた。しかし、その後も御用は続いたようで、廻送されたアルコール二瓶は、「至而氣薄く御間に合不申、：程能懸合氣強き上品の方今一瓶申受可相廻」と、再び慶勝から要求があつた。尾崎は気が進まないままに、その依頼に応えて阿部と交渉していくのである。

## 八 若井鉄吉一派の排除

尾張家中の「御一新」、すなわち人事刷新を進め、人心奮起を実現させるために、慶勝の側近を一新しただけでは十分とはいえたなかつた。特に「御一新」を推進し、諸藩とともに幕府を矯正・補導すべきとする田宮如雲・尾崎八右衛門・荒川甚作らに對ては、幕府擁護・追随を主張する若井鉄吉らを斥けなければ、「御一新」は不可能だと認識していたようであ

る。では、それらはいかなる状況下で実現をみたのか。若井らの排除に至るまでの事実経過を追つていこう。

まず、改めて確認しておきたいのは、若井らと田宮・尾崎らは、八月一四日の原市之進暗殺に際しても、対照的な反応を示していたことである。いうまでもなく、水戸藩士の原市之進は、もともとは对外强硬論（攘夷論）者であったが、京都にあって慶喜の側近として活動し、さらに幕臣となつて以降は、慶喜の意志に従い兵庫開港の勅許獲得等に奔走したため、水戸の攘夷派や尊攘派幕臣（山岡鉄太郎や高橋謙三郎ら）から憎まれ、結局山岡たちの同志に斬殺された。これを受けた若井鉄吉の反応は「氣之毒千万」と言い、原が殺害される経緯を淡々と記したのに止まつたのに對し、尾崎八右衛門は、原暗殺後に切腹した下手人の幕臣へ共感を込めて、「右の位一命を投候者も有之候付、御一新位の義は如何様共御出来被成候様にいたし度」と、尾張家中の現状を皮肉つた。ある意味、尾張家中の閉塞感をも十分にうかがわせる指摘である。

しかしながら、尾崎が感じる閉塞感は、九月以降も続いていった。尾崎が田宮如雲に宛てた書状を見てみよう。

御一新之儀大に御難儀相成候旨、甚作ら内告申越、寔に痛心之限に候、今更右様に而は最早社稷之御保方も無御座寒心之至、煦御配慮と御胸中御察申入候、：鉄吉も帰国、定而最早御逢之儀と存候旨、五味織江も老衆代京都詰被仰付近々上京可致、鉄吉江板閣老并榎本亨蔵申聞候は、織江上京候は、紀州同様屢登嘗、幕之御為に尽力いたし候様との事候由に付而は、御國論も断然と不相立しては織江も詞無之と鉄吉申居候、是は随分尤と存候へ共、當時御一新も不被行届御中に而は、其辺迄之処江は中々不被及と存、是又心配之事に御座候

「御一新」の成果が見えないなかで、若井鉄吉が進めていた幕府擁護のための御年寄代の上京・京都詰が着々と進められ、御用人で御側懸を勤めていた五味織江がその任にあたることになつた。幕閣からは紀州家同様幕府のために尽力するよう依頼され、若井も「（幕府擁護の）御國論を斷然」と定めるように家中に要求していったが、尾崎は「御一新」が行き届かず、人心がまとまらない状態では難しいと判断している。そもそも尾崎は、若井の幕府擁護・追随路線には否定的な立場であった。

「御國論」（いわゆる藩論）の問題では、以下のように荒川甚作が尾崎に宛てた書状もある。

（前略）一身之義は兎も角も、社稷を如何せんと奉存候へは、泣涕胸に迫り、況や京地之切迫之形勢、一旦緩急之時如何可被遊哉、石・松・若三賊を不除しては、御國論は相立不申、乾侯初も至誠之尽力無之而は御職分如何と過慮千万、：小瀬も四日引籠最早出勤は不致との覺悟之由、：國之衰運と申は無力ものと只々昊天（大空）に号泣之外は無之、不遠して松市復職、諸事又々一変と被察、最早力は尽果候、：若帰國に付而も松市とは近來水魚之中に付、用心ものと存候

ここで荒川は、「石・松・若」を「三賊」と見なし、彼らを排斥しなければ「御國論」は確定しないと断言している。ここでの「御國論」は若井が主張する幕府擁護・追随路線ではなく、諸藩と連携して幕府に反省を促そうとする幕府矯正路線といえる。

「若」とはいうまでもなく若井鉄吉で、「松」と「松市」は同一人物であり、若井と関係が密であつた御側御用人並御用人の松井市兵衛のことである。遠からず「復職」とあるように、小瀬新太郎の引き籠もりが続く中で、御側御用人に復職する動きがあつたようである。「水魚之中」という

表現に、両者の一体感が伝わる。問題は「石」であるが、この人物は、の

ちに若井や松井とともに一〇月二〇日に御年寄加判を罷免された水野石見守を指す。若井・松井との直接的な連携・協力関係は史料から裏付けられないが、状況からみて間違いないだろう。

この「三賊」を打倒することが、荒川・尾崎らにとつて「御一新」と位置づけられるようになった。その後の荒川の書状でも、「尾国之咄、石・松着之事申来、林左・都筑始拾人程大奮發、：犬侯さへ今一奮發有之候へは随分挽回可出来」とか、「都筑始八人程之名前申来、外に十八人計奮發之正義有之、都筑亭に而集合、内三人犬邸江相廻り、石・松・若を被除候様申込候、：小瀬江書中に而種々尋遣候處、犬・甲間(志志)は大奮發、尽力之由」などと記されるように、水野以下三名への不満が少なくなかつた様子がうかがえる。「林左」とは御使番格在京御用役並の林左門と特定できるが、「都筑」については特定が難しい。彼らは成瀬正肥の「奮發」を促し、成瀬の尽力によって「三賊」排除を目指そと意気込んでおり、成瀬と志水甲斐守(御年寄加判)との連携も調つた様子も伝えている。志水に対しても、尾崎八右衛門からも「大奮發」が依頼されていた。<sup>(13)</sup>しかし、田宮如雲のように、都筑らの奮發が却つて「乾侯を御遠斥」の口実を与えかねないとして危惧する意見もあり、打開策を打ち出せないでいた。

最終的に、荒川は尾崎に宛てて、「尾も弥遠巡に而、田老にも最早迎も不行届、京師之異変を待て挽回する外は無之」と之底意にも被察候由、都筑始十八人程之奮發も甚危く、詰りは奸之為に却而被制様相成候而は不可然と之田老之見込に而、筑都初十八人を説得、都筑・林左・服部等三四人は不平に而不穏候得共、其余は早解體之由、依之石・松は意氣揚々と出勤之由、最早外援ならて挽回之道は絶果候」と言わざるを得なかつたのである。

る。

顧みれば、尾張家では、慶応三年の早々から「御一新」の気運が高まり、家中の奮發が期待されながらも、わずかに人員整理や役職の統廃合など、小事以外に大きな成果はあがらなかつた。いっぽう、御三家として幕府を「補翼」しようにも、家中の意志がまとまらず、家中要人の上京も不発に終わり、結果幕府との間に溝ができてしまう始末であった。溝を埋めようと幕閣と結託して幕府擁護を主張していく動きもあつたが、文字通りの擁護ではなく、諸藩とともに幕府に矯正を求めるなどを「佐幕」と意識する政治動向も入り乱れ、これらが錯綜して、家中はまさに混沌とした状況であった。誰がリーダーシップを發揮するのか。当主義宜(元千代)は、いまだ一〇歳の少年である。愛息を立て続けに亡くした慶勝は、国事に奮起した様子は見られず、写真撮影や実験に目が向いている。田宮も引き籠もりが続き、尾崎や荒川は状況を慨嘆するのみで、「京都之異変」「外援」に頼らざるを得ない有様だった。

こうしたなかで、京都では大政奉還に向けた動きが薩摩・土佐を巻き込んで進行しており、一〇月一四日に慶喜は、大政奉還(政権奉還)の上表文を朝廷に提出、その受諾を朝廷に強く求めていた。大政奉還に当たつての慶喜の政権構想は公議政体論であり、国政の運営を朝廷中心の公議政体に委ねるものだつた。朝廷を中心幕府・諸藩が挙国一致して「海外万國」と並立することを謳つた慶喜の上表文は、薩摩とともに幕府の矯正・補導を企図していた田宮如雲・荒川甚作らのグループにとつて、賛同すべきものだった。反対に、若井らにとつて大政奉還は、会津・桑名・紀州らの諸藩と同様、反発すべき行為だったのではないか。

大政奉還という、文字通りの「京都之異変」が尾崎や田宮らへの「外

援」となり、一〇月二〇日に若井らのグループは一斉に排斥された。在京中の尾崎八右衛門は、荒川に宛てて「(一〇月)廿日着之返事にて、荒増の受申遣、石見守・市兵衛・伴左衛門・鉢吉之四奸御除出来、御奮發感伏」と興奮の筆致で状況を伝えた。引用史料中の「伴左衛門」は、御小納戸にして御広敷御賄頭・御台所頭を兼役していた間宮伴左衛門のことである。

彼の動向は史料から明らかにできないが、「四奸」と括られていることから、奥役人として若井らと同調していたのであろう。

その後、成瀬正肥や田宮如雲らのグループが、尾張家を牽引していくことになるが、諸藩とりわけ薩摩と連携する意識を持つて、年末の王政復古政変に参加すると見通しておきたい。

### おわりに

以上、慶応三年初頭から一〇月に至るまでの尾張家の内情、および政治動向をいくつかの局面に注目しながら、検討してきた。当時の尾張家では「御一新」がキーワードとしてあつたが、人心の奮起が必ずしも見受けられず、成果ははかばかしくなかつた。さらに、十五代茂徳の処遇が解決して以降、尊攘派同志間で幕府とのスタンスをめぐつて確執・対立が見られ、「佐幕」意識も多様であった。結果的には、薩摩を中心とする諸藩と連携して、幕府に反省を促し、諫言をも辞さない立場で「佐幕」論を展開していった田宮如雲らのグループが、大政奉還後に尾張家を牽引し、王政復古政変に参加、田宮如雲・荒川甚作・林左門らが、新政府の参与に列することになるのである。

慶応三年における尾張徳川家の政治動向

任命されたが、慶勝の意識はどうであつたのだろうか。最後にまとめておきたい。

まず、慶勝と田宮如雲との関係である。確かに慶勝が十四代当主を相続した当初(嘉永・安政期)、田宮は慶勝が推進する政治改革・人材登用にあたつて枢機にあずかり、双方は親密な問柄にあつた。<sup>(19)</sup>

だが少なくとも、慶応三年における両者の関係は、必ずしも親密であつたとは言いたい。例えば、慶応三年七月頃に、慶勝が弟で京都所司代を勤めていた松平定敬(桑名藩主)に宛てた書状を見てみよう。<sup>(20)</sup>

尾州老公公桑名侯江御手簡

前書申上候条模様如何や、御答無之却而心配仕候、貴君如何之専慮ニ候哉、拙子極ル處ハ外藩ハ外藩ニ而、是ハ領主々々之國風者有之候得共、一體三親藩之義ハ万事公辺御一體ニ無之而者難成、<sup>(ママ)</sup> 幕府遵奉シ萬事御内輪之家柄其心<sup>(ママ)</sup> 以萬事取扱候義与存候處、其正道を少しく踏違、脇道ニ八里半程入込候而も毎度不快ニ存候、内実ハ家老共<sup>(ママ)</sup> 之内ニも此義心配いたし候向も有之候得共、如雲儀一言も無之、万事取り候より大道<sup>(ママ)</sup> 忘之金鉄と申候事、如雲手先ニ隨ひ、事ニ寄り候と、幕府江対し恐入之儀出来不申候共難申、是等ハ甚<sup>(ママ)</sup> 念仕候、又今般幕府ニ而銃隊も不差出次第三付、是等ハ毎々思召ニ而三親藩江御軍製御改正ニ付、三親<sup>(ママ)</sup> ニも同様ニ相成候半而者不可然与被仰出候ハ、幕府御一體之事ニ相成、見込も宜敷与存候、是等之儀ハ御考可被下候、弊臣如雲之儀ハ前々ニも申上候通、実ニ外藩同様之光景、右

同人、不相用方御内命之旨隼人正江被仰下候而ハ如何之者ニ候哉、是等ニ付而も拙子不為ニも相成候と申者歟歎息仕候由ニ相聞申候得共、御勘考被下候様ニ仕度、拙子も右等之儀困り入申候、以上

これは、幕府の中枢にいた松平定敬宛の書状なので、割引いて検討すべき点もあるだろうが、実弟に宛てた書状であるだけに、慶応三年中頃の慶勝の心情をうかがい知るうえで注目すべき内容である。しかも、松平容保との関係はこれまでも指摘されたことがあつたが、定敬と慶勝との交流は、從来ほとんど明らかにされてこなかつた。その意味でも貴重な書状である。

この中で慶勝は、尾張家はあくまでも「三親藩」(御三家)として、幕府とともにるべきだと認識し、薩摩など「外藩」とは立場が違う、と断言している。にもかかわらず、田宮如雲らの「金鉄」(金鉄派=慶勝を擁立していた尊攘派グループのこと)は、「外藩」同様、幕府を蔑ろにする行動(薩摩と同様に、諸侯会議の開催を主張することなどが想定される)も目立つてゐる。慶勝はこうした動向を強く憂慮し、田宮を罷免するよう成瀬正肥に内命をしてほしいと定敬に依頼しているのである。定敬はこの時すでに、殿中においては老中同様の御用向取扱を命じられていた(同年四月)。さらに幕府の軍制改革に倣つて、尾張家でも西洋式軍制を導入しようとした示唆している点も興味深い。この書状を見る限り、慶勝と田宮はともに对外強硬論者であつたとはいえ、大きな認識の違いがうかがわれる所以である。

確かに慶勝は、若井鉄吉のような幕府擁護・追随論者ではなかつた。しかし、田宮如雲のように薩摩などの「外藩」と連携しようとする意識は、希薄で、あくまでも御三家の立場で幕府を補導しようと企図していたのではないかと思われる。こうした意識は、兵庫開港問題を家中で議論してい

た時の慶勝の言行(「輕卒に拳動して朝廷江不忠之事を取出し、幕と敵讐之如く相成候杯に至り候而は難相立」などからもうかがえよう。幕府と敵対することは基本的に回避したいのである。

したがつて、慶勝は、大政奉還の上表において、「政刑当ヲ失フコト不少、今日之形勢ニ至候モ畢竟薄徳之所致、不堪懲懼候」<sup>(12)</sup>として政権を奉帰した将軍慶喜の行為を、自己否定した悔悟反省の上表と受け止め、これを是とした。だからこそ、自身も「右者独慶喜之罪ノミナラス、不肖臣慶勝久敷親藩之立場柄ニ乍在、輔翼之事不行届・戦慄之至ニ不堪」<sup>(13)</sup>として「官爵(官位)御降奪」の願いを朝廷に提出し、「責而者万分之一ヲモ償ヒ申度」と述べ、自身もとともに責任を取ろうとしたのである。まさに「親藩」(御三家)として幕府とともにあらうとした行為である。

このような慶勝であれば、いわゆる薩摩藩倒幕派が中心となつて実現させた王政復古政変にどこまで賛同できたであろうか。あるいは、田宮如雲や荒川甚作ら、薩摩に同調していたグループに慶勝の意志が左右されたいたのではないかとも推察される。

この点、慶勝の意志が、尊攘派・国学派の意向に沿うように形成され、行動が規制される面があることを示唆した岸野俊彦氏の研究は注目できる<sup>(14)</sup>。岸野氏は、明倫堂教授方介の山田数馬(千疋)が著した「国美論」(慶応三年二月)、「国美論付録」(同年五月)などを検討して、こうした側面があることを指摘した<sup>(15)</sup>。すなわち、山田は「国美論」のなかで、尾張家と慶勝の美德を列挙し、特に洋学が盛んな時勢に「異風を交へ給はず」「古格を崩したまはず」、西洋文明の導入に否定的な慶勝の姿を活写した。さらに、「国美論付録」においては、「吾先公大納言ノ君ハ、カシコクモ源敏公ノ神靈ヤ幸ヒ賜ヒケム、洋学ニハカタヨリ賜ハデ、有リキタル和漢ノ学問、習ヒ

来タル弓馬釘鎗ヲ主トシ玉ヒ、此ホトハ又一隊御コ、ロアツク励マシ玉フ」と述べ、初代義直と同様国学・儒学に傾倒し、洋学に偏重しない慶勝の嗜好を美德と讃えているのである。したがって、本稿第二章でとりあげた一ヵ条の書付「大御号令」「御国是」「御直命」も、尊攘派の意向が十分反映されたものとみてよいだろう。尊攘派や国学者にとつては、慶勝が写

真術に興味関心を示していくは都合が悪いのである。

以上を踏まえると、王政復古政変への参画、翌年正月のいわゆる青松葉事件や近隣諸藩への勤王誘引などは、文字通りの「慶勝の決断」と捉えられるのかどうか。田宮如雲や荒川甚作、さらには藩校明倫堂関係者の意志や動向と関連づけながら、再検討する必要があると考える。この点は今後の課題としたい。

## 註

している。

(5) 「玄同様御相続御用留」(「一橋徳川家文書」C三一四八、茨城県立歴史館所蔵)、「統徳川実紀」第五篇(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九六七年)、一二六頁、辻達也編「新稿一橋徳川家記」(続群書類從完成会、一九八三年)、五九〇～五九一頁、前掲「尾崎忠征日記」一、慶応三年正月三日条、一九〇頁などを参照。

(6) 前掲「尾崎忠征日記」一、慶応二年一一月六日条、七三頁。以下、史料引用に当たっては適宜読点を付し、旧字体は新字体に改めた。引用中の傍点や傍線も筆者による註記である。

(7) 同前。

(8) 同前、慶応三年正月六日条、一九八頁(以下、慶応三年の内容のものは年を省略し、月日のみを記した)。

(9) 「御請機密」(水野彦三郎宛松井市兵衛カ書状)、正月三日付(「慶応三年書翰集」1、名古屋市蓬左文庫所蔵)。

(10) 「機密御請旁申上」(水野彦三郎宛松井市兵衛書状)、正月二十四日付(同前7)。

(11) 前掲「尾崎忠征日記」一、二月一八日条、二九三～一九四頁。

(12) 「機密拝復」(水野彦三郎宛松井市兵衛書状)、正月二一〇日付(同前6)。

(13) 水野彦三郎宛若井鉄吉書状、正月二二日付(同前5)。

(14) 前掲「尾崎忠征日記」一、二月一八日条、二九三～一九四頁。

(15) 同前、二月二二日条、三〇一～三〇二頁。

(16) 「若井鉄吉名來翰写」(前掲「慶応三年書翰集」11)。

(17) 「御請機密」(水野彦三郎宛松井市兵衛書状)、二月一五日(前掲「慶応三年書翰集」12)。

(18) 水野彦三郎宛小瀬新太郎書状、正月二三日付(同前15)。

(19) 前掲「尾崎忠征日記」一、五月朔日条、四三五頁。

(20) 同前、正月二五日条、二四四頁。

(21) 同前、同月同日条、二四一～二四二頁。

(22) 同前、二月朔日条、二五三～二五四頁。

(23) 水野彦三郎宛小瀬新太郎書状、二月一〇日付(前掲「慶応三年書翰集」10)。

(24) 同前、正月二三日付(同前15)。

(25) 「慶勝公告諭」(旧蓬左文庫所蔵史料二六一—二〇九、徳川林政史研究所所蔵)。

『名古屋市史』政治編第一(愛知県郷土資料刊行会、一九七九年復刻)、七二三一  
七二四頁。なお、洋学志望の戒飭に關しては、後掲の第七章でとりあげた。

(26) 「御請機密」(水野彦三郎宛松井市兵衛書状)、二月一五日付(慶応三年書翰集」12)。

(27) 「卯年四月 江戸改革」(前掲「慶応三年書翰集」28)。

(28) 慶応年間の尾張家は、長州戦争による軍費増大で逼迫しているなかで、凶作や灾害などが重なり財政は破綻していた。領内だけではなく大坂の御用達商人から借金をして財政補填していたが、借金返済のためにさらに借金を重ねるという悪循環に陥っていた。こうした尾張家の財政事情に關しては、杉本精宏『尾張藩財政と尾張藩社会』(清文堂、二〇一一年)に詳しい。

(29) 前掲『尾崎忠征日記』には、「全く六ヶ敷は後宮之事」(一月朔日条、二五三頁)であるとか、「御国是之儀も後宮之事至而六かしく」(一月五日条、二六四頁)、「後宮向可六ヶ敷と之旨」(二月三〇日条、三一六頁)などの記述が目付く。

(30) 「御請機密」(水野彦三郎宛松井市兵衛書状)、慶応三年二月一五日(前掲「慶応三年書翰集」12)。

(31) 水野彦三郎宛志水甲斐守書状、慶応三年三月五日付(同前18)。

(32) 「機密御請旁」(水野彦三郎宛松井市兵衛カ書状)、三月一〇日付(同前19)。

(33) 「女中分限帳」(旧蓬左文庫所蔵史料一四七一八九)。なお、両名の宿元は、瀧澤が公儀両御番の中村長十郎、園町は京都の河鰐少将である。ともに茂徳付の老女であったことが注目される。あるいは、大奥女中の整理は、江戸で生活している茂徳付女中を中心に行なわれたかもしだい。後考に待ちたい。

(34) 「藩士名寄」一八冊(旧蓬左文庫所蔵史料一四〇一四)。

(35) 前掲「藩士名寄」一二冊。松井・小瀬の御側懸御用向交代に關しては、前掲『尾崎忠征日記』一、正月二五日条(二四〇一四一頁)にも記載されている。

(36) 以上は、「機密御請旁申上」(水野彦三郎宛松井市兵衛書状)、正月二四日付(前掲「慶応三年書翰集」7)。

(37) 前掲『尾崎忠征日記』一、二月朔日条、一五三三頁。史料引用中の「正・内・

中」は、それぞれ正木宗兵衛(御広敷御用人)・内藤喜左衛門(御側御用人)・中西

甚太郎(御用人)と考えられる。このうち、正木宗兵衛は文久三年以来、慶勝付であつたのが慶応三年正月一五日に慶勝付の唱えを差し止められた(前掲「藩士名寄」二九冊)。

(38) 「機密御受旁」(水野彦三郎宛松井市兵衛カ書状)、三月一〇日付(慶応三年書翰集」19)。

(39) 「拝復機密」(水野彦三郎宛松井市兵衛カ書状)、三月二五日付(同前22)。

(40) 前掲「藩士名寄」二八冊。若井鉄吉の政治動向に關しては、前掲『名古屋市史』政治編第一、三〇三一三〇四頁、『名古屋市史人物編』上巻(国書刊行会、一九八一年復刻)、一九五一九八頁も参照のこと。

(41) 以下の記述は、渋沢栄一『徳川慶喜公伝』3(東洋文庫、平凡社、一九六七年)、前掲原口清『慶応三年前半期の政治情勢』、家近良樹『幕末維新の個性I 徳川慶喜』吉川弘文館、二〇〇四年)、同『徳川慶喜』(人物叢書、吉川弘文館、二〇一四年)などを参考した。

(42) 「往復機密」(水野彦三郎宛松井市兵衛カ書状)、三月一五日付(前掲「慶応三年書翰集」22)。

(43) 稲葉止邦は二本松城主丹羽長富の七男で、長富の女であつた慶勝の正室矩姫の実弟にあたる。

(44) 前掲家近良樹『徳川慶喜』(人物叢書)、一七九一八〇頁。

(45) 前掲『尾崎忠征日記』一、三月二九日条、三七〇頁。

(46) 以上は、同前、四月三日条、三七七頁。

(47) 「文公御案紀附録」八(旧蓬左文庫所蔵史料二五一三〇、徳川林政史研究所所蔵)。

(48) 「慶応丁卯筆記」(大日本維新史料稿本)四月二〇日条、東京大学史料編纂所維新史料綱要データベース。

(49) 前掲『尾崎忠征日記』一、四月二九日条、四三二一四三三頁。

(50) 同前、六月一五日条、五〇七頁。

(51) 前掲『尾崎忠征日記』二、七月一五日・一七日条、二五二八頁。

(52) 同前一、五月朔日条、四三五一四三六頁。

- (53) 同前、四月三〇日条、四三三～四三四頁。
- (54) 同前二、九月一五日条、一一一～一二二頁。
- (55) 同前一、五月朔日・四日条、四三八・四四三頁。
- (56) 同前、五月一五日条、四五八頁。
- (57) 同前、同月同日条、四五八頁。
- (58) 同前、五月八日条、四四九頁。
- (59) 同前、五月一六日条、四六三頁。
- (60) 前掲家近良樹「徳川喜慶」(幕末維新の個性)、一六四頁。
- (61) 水野彦三郎宛本多彦三郎書状、六月一五日付(前掲「慶応三年書翰集」37)。
- (62) 前掲『尾崎忠征日記』一、六月一三日条、五〇六頁。
- (63) 同前、六月一七日条、五一一頁。
- (64) 結局、田宮の上京はできず、代わって長谷川惣蔵(敬)の名前があがつた。長谷川は成瀬の後に上京する予定だったが、若井と一緒に上京することを好まず、見合せとなつたようである。以上は、前掲『尾崎忠征日記』一、六月二三日・二五日条、五二一・五四四頁、同前二、七月朔日条、一～二頁。
- (65) 前掲『尾崎忠征日記』一、六月二五日条、五二一～五二三頁。
- (66) 日本史籍協会編『続再夢紀事』第六(東京大学出版会、一九八八年覆刻)、三八六～三八七頁。
- (67) 成瀬が幕閣と対応した時の模様は、同前書の三七七～三八〇頁も参照のこと。
- (68) 「三世紀事略」第三冊(旧蓬左文庫所蔵史料二六一～六)所収。
- (69) 日本史籍協会編『伊達宗城在京日記』(東京大学出版会、一九七二年)、五五三頁。
- (70) 「極内密」(水野彦三郎宛松井市兵衛宛)、八月五日付(前掲「慶応三年書翰集」41)。このうち北小路撰津守は、尾張家の城代格大番頭の榎原勘解由(正歸)の実弟にあたる。榎原は、慶応四年正月のいわゆる青松葉事件(茂徳派の肅正事件)で斬首された人物として知られる。
- (71) 前掲『尾崎忠征日記』二、七月朔日条、一～二頁。
- (72) 「岡山藩士牧野成憲京師雜記」(前掲「大日本維新史料稿本」八月一二日条)。
- (73) 前掲『尾崎忠征日記』二、七月一一日条、二〇頁。
- (74) 同前、七月一〇日条、一八頁。
- (75) 同前、七月一一日条、二二頁。
- (76) 「極内密」(水野彦三郎宛松井市兵衛宛)、八月五日付(前掲「慶応三年書翰集」41)。
- (77) 前掲『尾崎忠征日記』二、八月二九日条、八三頁。
- (78) 前掲『尾崎忠征日記』一、五月二二日条、四七一頁。
- (79) 同前、五月一五日条、四五六頁。
- (80) 以下、中路延年の略歴に関しては、史談会編『国事鞅掌報效志士人名録』第一輯(一九〇九年)、五一～五二頁に依拠した。中路に関する本文中のカギカッコ内も同書からの引用である。
- (81) 前掲『尾崎忠征日記』一、六月三日条、四九〇～四九一頁。
- (82) 同前、六月一〇日条、五〇二～五〇三頁。
- (83) 註(81)と同じ。
- (84) 「慶応丁卯筆記」五月(前掲「大日本維新史料稿本」六月一七日条)。
- (85) 前掲『尾崎忠征日記』二、八月一日条、四八頁。
- (86) 同前、八月四日条、五三頁。
- (87) 同前、八月一〇日条、五六頁。
- (88) 「勤王家履歴(一七一九二、名古屋市蓬左文庫所蔵)」。
- (89) 「極内密」(水野彦三郎宛松井市兵衛宛)、八月五日付(前掲「慶応三年書翰集」41)。
- (90) 前掲『尾崎忠征日記』二、八月一四日条、六一頁。
- (91) 同前、八月一五日条、六四～六五頁。
- (92) 同前、八月三〇日条、八五～八六頁。
- (93) 岸野俊彦「幕藩制社会における国学」(校倉書房、一九九八年)、二二〇頁。
- (94) 慶勝の写真研究と戸田五郎兵衛との関わりについては、岩下哲典「徳川慶勝の写真研究と撮影写真(上)」(徳川林政史研究所「研究紀要」二五号、一九九一年)、白根孝胤「幕末・維新时期における尾張家の撮影写真と技術開発」(同前四〇号、二〇〇六年)を参照のこと。

- (95) 土井康弘「尾張『洋学所』の成立と展開—伊藤圭介関係文書を中心として—」(『日蘭学会会誌』一二三巻一号、一九九八年)、同『日本初の理学博士 伊藤圭介の研究』(皓星社、二〇〇五年)一八三～一〇五頁を参照のこと。
- (96) 前掲『尾崎忠征日記』二、八月三〇日条、八八頁。
- (97) 同前、九月一八日条、一二八～一二九頁。
- (98) 同前、同日条、一二九頁。
- (99) 慶喜と写真師との関わりについては、齊藤洋一「將軍のフォトグラフィー—展覧会ノート—」(松戸市戸定歴史館編集・発行『將軍のフォトグラフィー—写真にみる徳川慶喜・昭武兄弟』)一九九二年)、同「徳川慶喜とお抱え写真師について—幕府開成所との関係を巡って—」(『日本写真芸術学会誌』四巻二号、一九九六年)、同「徳川慶喜を巡る三つの視点」(松戸市戸定歴史館・静岡市美術館編集・発行『没後一〇〇年 徳川慶喜』二〇一三年)を参照のこと。阿部壽八郎は長府の出身、のちに龜谷姓を嗣ぎ、長崎手代役を勤め、同地で上野彦馬から写真術を学び、長崎で開業した人物。その後、慶応元年頃には京都に出てきたとされる(中川邦昭「知恩院・京都写真発祥の地—堀内信重の業績—」)〔日本写真学会誌〕六七巻二号、二〇〇四年)より)。
- (100) 前掲『新稿一橋徳川家記』、五八三頁。
- (101) 前掲『尾崎忠征日記』二、九月一九日条、一三一頁。
- (102) 横田家は一條城大手前(一条堀川東入)にあった旧家で、公家や所司代への献上品調達に関わった家柄である。前掲『新稿一橋家家記』に記載された横田宗五郎と彦三郎とが無関係であったとは思われない。以上は、中島徳博「関西の写真」(『関西写真家たちの軌跡100年』兵庫県立美術館、二〇〇七年)を参照のこと。
- (103) 前掲『尾崎忠征日記』二、九月二〇日・二二日条、一三一～一三六頁。
- (104) 同前、九月二一日条、一三六～一三七頁。
- (105) 同前、九月二七日条、一五四～一五五頁。
- (106) 水野彥三郎宛若井鉄吉書状、九月一二日付(前掲「慶応三年書翰集」45)。
- (107) 前掲『尾崎忠征日記』二、八月一五日条、六五頁。
- (108) 同前、九月八日条、一〇〇～一〇一頁。
- (109) 同前、九月一〇日条、一〇四～一〇六頁。
- (110) 同前、九月二〇日条、一三三～一三三頁。
- (111) 同前、九月二十五日条、一四四頁。
- (112) 差し当たり、大番組与頭の都筑孫蔵、大番組の都筑熊治、御先手物頭の都筑儀十郎、大番組の都筑斧七の名前をあげておく(前掲「藩士名寄」一九冊)。
- (113) 同前、九月一四日条、一一七頁。
- (114) 同前、九月二十五日条、一四五～一四五頁。
- (115) 同前、一〇月朔日条、一六一～一六二頁。
- (116) 大政奉還に際しての慶喜の動向、政権構想に関しては、原口清「明治太政官制成立の政治的背景」(『名城商学』第三八巻第一号、一九八八年、のち註(2)前掲書所収)、高橋秀直「王政復古への政治過程」(『史林』八四巻二号、二〇〇一年)、のち同「幕末維新の政治と天皇」吉川弘文館、二〇〇七年所収)、註(41)家近前掲二書。高村直助「永井尚志」(ミネルヴア書房、二〇一五年)など、近年の成果を参照のこと。
- (117) 対外関係を特に重視した見解として、家近前掲二書があげられる。
- (118) 前掲『尾崎忠征日記』二、一〇月二一日条、二二〇～二二一頁。
- (119) この点に関しては、「文公御書状写」(旧蓬左文庫所蔵史料二六一一一八)などの諸史料から確認できる。
- (120) 「朝彦親王行実編輯料」所収史料(前掲「大日本維新史料稿本」七月七日条)。
- (121) 「慶応三年十月十四日政権奉還の上表」(日本史籍協会編『徳川慶喜公伝』史料篇三、東京大学出版会、一九七五年覆刻、一八三～一八四頁)。
- (122) 〔復古記〕第一冊(東京帝国大学蔵版、内外書籍株式会社、一九三〇年)、五四五～五五頁。
- (123) 岸野前掲書、二二一～二二二頁。
- (124) 「国美論」「国美論付録」は、ともに「椋園叢書」七(名古屋市鶴舞図書館所蔵)に所収される。